

事 務 連 絡

平成29年12月22日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成29年度補正予算（第1号）に伴う対応等について

政府は、平成29年12月22日に、平成29年度補正予算（第1号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

## 第1 国の補正予算

政府は、平成29年12月22日に平成29年度補正予算(第1号)の概算について閣議決定し(別添資料参照)、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、生産性革命・人づくり革命4,822億円、災害復旧等・防災・減災事業1兆2,567億円、総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策3,465億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆2,416億円の修正減少額等を計上している。また、歳入面で、公債金(建設公債)1兆1,848億円、税外収入956億円、前年度剰余金受入3,743億円を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成29年度当初予算に対し、1兆6,548億円増加し、99兆1,095億円となっている。

## 第2 補正予算に係る財政措置等

### 1 通常収支分

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じる予定である。

(1) 今回の補正予算により平成29年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額等については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

#### ① 災害復旧事業債

##### ア 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

##### イ 災害対策債

###### (ア) 熊本地震による災害に係る事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

###### (イ) 上記(ア)以外の事業

災害対策債の後年度における元利償還金については、その57%を特

別交付税により措置すること。

ウ 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

エ 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置すること。

② 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債

熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

③ 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

- (2) 今回の補正予算により平成29年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。

2 東日本大震災分

今回の補正予算においては、地方負担の追加は生じない見込みである。

第3 地方公務員の給与改定

本年の国家公務員の給与改定については、去る12月15日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたところであるが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて（平成29年11月17日付け各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議員、各指定都市議会議員、各人事委員会委員長あて総務副大臣通知）」で通知したとおり、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応されたい。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。

平成29年度一般会計補正予算（第1号）等について

平成29年12月22日

（単位 億円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

（歳出の追加額）

(1) 生産性革命・人づくり革命	4,822
(2) 災害復旧等・防災・減災事業	12,567
(3) 総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策	3,465
(4) その他喫緊の課題等への対応	6,219
小計	27,073
(5) 国債整理基金特別会計へ繰入	1,891
計	28,964

（歳出の修正減少額）

(1) 既定経費の減額	△ 11,916
(2) 予備費の減額	△ 500
計	△ 12,416

合計 16,548

## 2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1)	そ	の	他	収	入	957			
(2)	公		債		金	11,848			
(3)	前	年	度	剰	余	金	受	入	3,743
								計	16,549

(歳入の修正減少額)

そ	の	他	収	入	△	1
---	---	---	---	---	---	---

合 計 16,548

(備考) 上記の補正により、平成29年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ 991,095億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 第二 特別会計予算の補正

国債整理基金特別会計、エネルギー対策特別会計など8特別会計について、所要の補正を行う。

平成29年度一般会計補正予算（第1号）フレーム

（単位：億円）

歳 出		歳 入	
1. 歳出の追加	27,073	1. 公債金（建設公債）	11,848
(1) 生産性革命・人づくり革命	4,822		
(2) 災害復旧等・防災・減災事業	12,567		
(3) 総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策	3,465		
(4) その他喫緊の課題等への対応	6,219	2. 税外収入	956
2. 国債整理基金特別会計へ繰入 (前年度剰余金の1/2)	1,891		
3. 既定経費の減額	▲ 12,416	3. 前年度剰余金受入	3,743
(1) 国債費	▲ 10,098		
(2) その他	▲ 2,318		
合 計	16,548	合 計	16,548

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

（参考）財政投融资計画において、株式会社日本政策投資銀行に対し、2,800億円を追加する。